

豊中市結核対策費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づく結核の定期の健康診断を実施する学校又は施設（国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。以下同じ。）の設置者に対し、豊中市結核対策費補助金を交付するものとし、その交付については豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業及び補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、法第53条の2第1項の規定により学校及び施設の長が行う結核の定期の健康診断事業とする。

2 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象事業に必要な経費のうち報酬、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条の対象事業について、次の各号に掲げる額を比較して、最も少ない額に3分の2を乗じて得た額とする。

- (1) 毎年度市長が定める補助金交付基準により算定した額
- (2) 補助対象経費の実支出額
- (3) 総事業費から寄付金その他収入額を控除した額

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊中市結核対策費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、当該年度の12月末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助年度の事業計画書
- (2) 補助年度の支出計画書
- (3) 補助年度の歳入歳出予算書抄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、補助事業者から関係書類を提出させ、又は実地に検査を行うことができるものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により補助金を交付すべきであると認めたときは、交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、豊中市結核対策費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、その決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に限り、豊中市結核対策費補助金交付申請取下書（様式第3号）により申請の取下げをすることができる。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業は、補助事業に要する経費の配分又は、当該事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ豊中市結核対策費補助金変更承認申請書（様式

第4号)を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、豊中市結核対策費補助金中止・廃止承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適合すると認めるときは、豊中市結核対策費補助金交付決定取消・変更通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助事業等の適正な遂行)

第10条 補助事業者は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、市長より実績報告を求められたとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む)から30日以内、かつ、補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日までに、実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 健康診断事業実施報告書
- (2) 健康診断費精算内訳
- (3) 歳入歳出決算(見込)書抄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容の審査及び調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、豊中市結核対策費補助金交付確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額を決定した後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、豊中市結核対策費補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の交付請求書(様式9号)を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(証拠書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助事業にかかる帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。